

※ 宅地完成等規制法施行細則（昭和四十三年規則第五十号）は令和五年五月二十六日大分県規則第三十八号により廃止されています（現在は経過措置により、従来の規定が適応されています。）が、規定内容の比較がしやすいように新旧対照表の形式で示しています。

改正案	現行
<p><b>宅地完成及び特定盛土等規制法施行細則</b> (趣旨)</p> <p>第一条 宅地完成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）の施行については、宅地完成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地完成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(提出書類に<del>ついで</del>)</p> <p>第二条 法、政令、省令又はこの細則の規定により知事に提出する書類は、別に定めがあるものを除くほか、正本一部及び副本一部とする。</p> <p>(証明書及び許可証の様式)</p> <p>第三条 法第七条第一項（法第二十四条第二項又は第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の証明書は、第一号様式に、同項の許可証 は、第二号様式によるものとする。</p> <p>(宅地完成等に関する工事の許可申請時に提出を要する書類)</p> <p>第四条 省令第七条第一項第十号及び同条第二項第八号に規定する同意を得たことを証する書類の様式は、宅地完成等の施行同意書（第三号様式）とする。</p>	<p><b>宅地完成等規制法施行細則</b> (趣旨)</p> <p>第一条 宅地完成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）の施行については、宅地完成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）及び宅地完成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(書類の経由及び提出部数)</p> <p>第二条 法、令、規則又はこの細則の規定により知事に提出する書類は、別に定めがあるものを除くほか、正本二部及び副本一部とし、宅地完成に関する工事の施行地を所管する土木事務所長を経由しなければならない。</p> <p>(証明書及び許可書の様式)</p> <p>第三条 法第六条第一項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の証明書は、第一号様式に、同条第二項の許可証は、第二号様式によるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第四条 法第二条第五号の造成主（以下「造成主」という。）は、法第八条第一項本文の許可を受けようとするときは、規則第四条第一項の許可申請書に、同項の表に掲げる図面並びに当該工事を</p>
<p>2  省令第七条第一項第十二号又は同条第二項第十号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該工事を施行する土地の登記簿謄本</p> <p>二 工事主の資力及び信用に関する申告書（第四号様式）</p> <p>三 工事施行者の能力に関する申告書（第五号様式）</p> <p>四 工事主が、法人であるときは法人税の納税証明書、個人であるときは所得税の納税証明書</p> <p>五 工事施行者の登記事項証明書及び工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類（工事の難易度が高い場合に限る。）</p> <p>六 その他知事が必要と認める書類</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(宅地完成等に関する工事の協議の申出)</p> <p>第十五条 宅地完成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、宅地完成又は特定盛土等に関する工事の協議書（第六号様式）に、</p>	<p>施行する土地の登記簿謄本及び当該工事を施行する土地が他人の所有に係る場合にあつては、当該土地所有者の土地使用承諾書（第三号様式）を添付しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(変更許可の申請)</p> <p>第五条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、宅地完成に関する工事の変更許可申請書（第四号様式）に、規則第二十五条に定める図書を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第六条 法第十二条第二項の規定による届出は、宅地完成に関する工事の変更届（第五号様式）を提出しなければならない。</p> <p>第六条の二 法第八条第一項本文の許可を受けた者は、許可工事を中止し、若しくは再開し、又は許可工事の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、許可工事の期間の中止（再開、廃止）届（第六号様式）により、速やかに知事に届け出なければならない。</p> <p>(協議)</p> <p>第七条 法第十一条の規定により知事と協議しようとする国又は県は、宅地完成に関する工事の協議書（第七号様式）に規則第四条の表に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。</p>

第四条第二項第一号、省令第七条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

2) 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(第七号様式)に、第四条第二項第一号及び省令第七条第二項第一号から第四号までに掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

3) 知事は、前二項の規定による協議書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書(第八号様式)により通知するものとする。

4) 第三条、次条、第八条及び第十一条の規定は、協議が成立した工事について準用する。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第六条 法第十六条第二項の規定により届出をしようとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(削る)

(新設)

2) 知事は、前項の規定による協議書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書(第八号様式)により通知するものとする。

3) 第三条から第六条まで  
の規定は、協議が成立した  
工事について準用する。

(新設)

(工事の届出書の添付書類)

第八条 法第十五条の規定による届出に係る規則第二十九条の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図面等を添付しなければならない。

一 法第十五条第一項の規定による届出の場合

- イ 付近の見取図
- ロ 工事計画の平面図
- ハ 工事計画の断面図
- ニ 法第十五条第二項の規定による届出の場合
  - イ 付近の見取図
  - ロ 除却する擁壁又は排水施設の位置及び名称を示す平面図

(宅地造成等に関する工事の工事計画の変更協議の申出)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の協議を行うおうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(第十号様式)に、省令第三十七条第一項に規定する図面を添えて知事に提出するものとする。

2) 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の協議を行うおうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(第十一号様式)に、省令第三十七条第二項に規定する図面を添えて知事に提出するものとする。

3) 第五条第三項の規定は、前二項の協議に~~て~~いて準用する。

(削る)

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第十二号様式)に、省令第四十八条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

三 法第十五条第三項の規定による届出の場合

- イ 付近の見取図
- ロ 現況写真
- ハ 縦横断面(縮尺二百分の一以上のもの)
- ニ 土地の登記簿謄本

(新設)

(許可工事の内容の周知のための措置)

第九条 造成主は、許可工事の着手の日から完了の日までの間、工事現場の見やすい場所に許可標識(第九号様式)を掲示する等、許可工事の内容を周知させるための措置を講じるものとする。

(新設)

2) 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(第十三号様式)に、省令第四十八条第二項に規定する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

(削る)

(宅地造成等に関する届出工事の添付書類)

第九条 法第二十一条第一項の規定により、宅地造成等に関する工事の届出を行う場合であつて、当該工事が政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に掲げる規模に係るものであるときは、省令第五十一条第一項又は第三項の届出書に、同条第二項又は第四項の表に掲げる図面及び知事が必要と認める書類を添付するものとする。

2) 法第二十一条第三項の規定による届出は、省令第五十五条の届出書に知事が必要と認める書類を添付するものとする。

3) 法第二十一条第四項の規定による届出は、省令第五十六条

の届出書に知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(宅地造成等に関する届出工事の変更届出)

第十条 法第二十一条第一項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書(第十四号様式)を知事に提出するものとする。

2) 法第二十一条第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出書(第十五号様式)を知事に提出するものとする。

(宅地造成等に関する工事の中止等)

第十一条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けた工事主又は法第二十一条第一項若しくは第三項の届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は当該工事を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事の中止(再開、廃止)届(第十六号様式)により、速やかに知事に届け出るものとする。

(削る)

(新設)

(工事の施行状況の報告)

第十条 造成主は、許可工事の擁壁、排水施設の構造物又は切盛土が次の各号に掲げる工程に至つたときは、それぞれ当該各号に定める事項に係る状況を明らかにした資料に写真を添えて知事に報告しなければならない。

- 一 床掘りが完了したとき。寸法、形状及び位置
- 二 基礎工事がおよそ二分の一に達したとき。寸法、形状及び位置
- 三 配筋が完了したとき。寸法及び位置
- 四 躯体工事がおよそ二分の一に達したとき。断面及び背面の寸法、形状及び位置
- 五 切盛土をする土地の旧地盤面のすべり防止工が完了したとき。形状及び位置

(新設)

(新設)

第十一条 知事は、令第十五条第一項の規定により、災害防止上支障がないと認める土地において、令第六条の規定による擁壁の設置に代えて、次の各号に掲げる工法による措置をとることを認めることができる。

- 一 間知石空積み工その他の空積み工
- 二 積み苗工
- 三 その他知事が適当と認める工法

2) 知事は、令第十五条第二項の規定により、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、次の各号に掲げる工法により技術的基準を強化し、又は付加

することができる。

一 令第八条第二号の規定による裏込めは、擁壁の上端の三十センチメートル下方の位置から擁壁の前面地盤線の位置までの間に、別表の上欄に掲げる擁壁の高さに応じ、それぞれ当該下欄に掲げる厚さ以上とし、擁壁の背面の地盤が切土のみの場合は、三十センチメートル以上とする。

二 令第十条の規定により擁壁の裏面に設置する透水層は、その擁壁の上端の三十センチメートル下方の位置から擁壁の前面地盤線の位置までの間に、厚さ三十センチメートル以上のものを設置すること。

三 谷筋等の傾斜地において著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土を行う場合は、盛土の適当な箇所はその高さの五分の一以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、杭等を盲暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。

四 令第十三条第一項第三号の規定による排水施設の断面積を決定する場合における計画流量の算定は、次の計算式及び数値を標準として行うこと。

イ 降雨強度

72.18  $\sqrt{(t+52)}$  (ミリメートル/時)

( $t$ は、到達時間(分とする。))

ロ 流出係数 〇・八

(届出工事への準用)

第十二条 第五条から第七条までの規定は、法第十五条第一項及び第二項の規定により届出を要する工事について準用する。

(新設)

(特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の添付書類)

第十二条 省令第五十八条第一項第一号及び第二項第二号の規

(前)

則で定める書類は、知事が別に定めるものとする。  
(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請時に提出を要する書類)

第十三条 法第三十条第一項の許可を受けようとする工事主

は、省令第七条第一項第十号及び第二項第八号に規定する同意を得たことを証する書類(宅地造成等の施行同意書(第三号様式))を提出しなければならない。

2 省令第六十三条第一項第一号又は第二項第二号の規則で定める書類は、第四条第二項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出)

第十四条 特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書(第六号様式)に、第四条第二項第一号、省令第七条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(第七号様式)に、第四条第二項第一号及び省令第七条第二項第一号から第四号までに掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

3 知事は、前二項の規定による協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書(第八号様式)により通知するものとする。

4 第三条、次条、第十七条及び第二十條の規定は、協議が成立した工事について準用する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第十五条 法第三十五条第二項の規定により届出をしようとする

(新設)

る工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事計画の変更協議の申出)

第十六条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(第十号様式)に、省令第六十七条第一項に規定する図面を添えて知事に提出するものとする。

2) 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(第十一号様式)に、省令第六十七条第二項に規定する図面を添えて知事に提出するものとする。

3) 十四条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第十二号様式)に、省令第七十八条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2) 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(第十三号様式)に、省令第七十八条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の添付書類)

第十八条 法第四十条第一項の規定により、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を行う場合であつて、当該工事が

(新設)

(新設)

(新設)

政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に掲げる規模に係るものであるときは、省令第八十二条第一項又は同条第二項の届出書に、省令第五十二条第二項又は同条第四項の表に掲げる図面及び知事が必要と認める書類を添付するものとする。

2) 法第四十条第三項の規定による届出は、省令第八十五条の届出書に知事が必要と認める書類を添付するものとする。

3) 法第四十条第四項の規定による届出は、省令第八十六条の届出書に知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出)

第十九条 法第四十条第一項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書(第十四号様式)を知事に提出するものとする。

2) 法第四十条第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出書(第十五号様式)を知事に提出するものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止等)

第二十条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をした工事主若しくは法第三十条第一項の許可を受けた工事主又は法第四十条第一項若しくは第三項の届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は当該工事を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事の中止(再開、廃止)届(第十六号様式)により、速やかに知事に届け出るものとする。

(新設)

別表(第十一条関係)

三メートル以下	擁壁の高さ	
	上端	裏込めの厚さ
三〇センチメートル		
六〇センチメートル	下端	

(削る)

第1号様式（第3条関係）  
 (略)  
 第2号様式（第3条関係）  
 (略)  
 第3号様式（第4条、第13条関係）  
 (略)  
 第4号様式（第4条、第13条関係）  
 (略)  
 第5号様式（第4条、第13条関係）  
 (略)  
 第6号様式（第5条、第14条関係）  
 (略)  
 第7号様式（第5条、第14条関係）  
 (略)  
 第8号様式（第5条、第14条関係）  
 (略)  
 第9号様式（第6条、第15条関係）  
 (略)  
 第10号様式（第7条、第16条関係）  
 (略)  
 第11号様式（第7条、第16条関係）  
 (略)  
 第12号様式（第8条、第17条関係）  
 (略)

三メートルを超え四三〇センチメートル  
 メートル以下  
 四メートルを超え五三〇センチメートル  
 メートル以下  
 第1号様式（第3条関係）  
 (略)  
 第2号様式  
 (略)  
 第3号様式  
 (略)  
 第4号様式（第5条関係）  
 (略)  
 第5号様式（第6条関係）  
 (略)  
 第6号様式（第6条の2関係）  
 (略)  
 第7号様式  
 (略)  
 第8号様式（第7条関係）  
 (略)  
 第9号様式  
 (略)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)

(略)  
 第13号様式（第8条、第17条関係）  
 (略)  
 第14号様式（第10条、第19条関係）  
 (略)  
 第15号様式（第10条、第19条関係）  
 (略)  
 第16号様式（第11条、第20条関係）  
 (略)

(新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)